

# 郵便分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、郵便分野に関する導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

令和6年4月24日  
総務省国際戦略局参事官室

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に構ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年総務省令第64号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び総務省令において使用する用語の例によるものとする。

Q 1. 郵便事業の特定重要設備として、省令で「配達総合情報システム（配達する郵便物の宛て所に関する情報を一元的に管理するシステムをいう。）」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

Q 2. 郵便事業の構成設備として、省令で「イ 配達する郵便物の宛て所に関する情報に係るデータベース（情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を管理する機能を有するプログラム」、「ロ オペレーティングシステム」、「ハ サーバー」及び「ニ 区分機（イに規定するデータベースを用いて郵便物を区分する機能を有する設備をいう。）」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

Q 3. 郵便事業の設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

Q 4. 郵便事業における特定重要設備の機能に係る変更とは、具体的にどのような変更ですか。

Q 5. 郵便分野において、リスク管理措置の導入<sup>⑭</sup>・重要維持管理等<sup>⑨</sup>にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

Q 1. 郵便事業の特定重要設備として、省令で「配達総合情報システム（配達する郵便物の宛て所に関する情報を一元的に管理するシステムをいう。）」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 配達する郵便物の宛て所に関する情報を一元的に管理するシステムそのものが該当します。なお、本件システムと単に連携するだけのシステムは該当しません。

<省令>

第1条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

三 郵便事業 配達総合情報システム（配達する郵便物の宛て所に関する情報を一元的に管理するシステムをいう。）

Q 2. 郵便事業の構成設備として、省令で「イ 配達する郵便物の宛て所に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を管理する機能を有するプログラム」、「ロ オペレーティングシステム」、「ハ サーバー」及び「ニ 区分機（イに規定するデータベースを用いて郵便物を区分する機能を有する設備をいう。）」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 「イ 配達する郵便物の宛て所に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を管理する機能を有するプログラム」は、配達総合情報システムの根幹である宛て所に関する情報を、データベースとして管理する機能を有するプログラムのみが該当します。
  
- 「ロ オペレーティングシステム」は、特定重要設備が稼働するために必要なオペレーティングシステムが該当します。

- 「ハ サーバー」は、特定重要設備が稼働するために必要なサーバー（例えば、区分機と連携しデータ等の送受信をするサーバーや作成した帳票ファイルを保存・管理するサーバー等）が該当します。
  
- 「ニ 区分機（イに規定するデータベースを用いて郵便物を区分する機能を有する設備をいう。）」は、配達する郵便物の宛てに関する情報に係るデータベースを用いて郵便物を区分する区分機が該当します。そのため、配達総合情報システムで管理する宛てに関する情報に係るデータベースを用いない区分機や、郵便物以外の物のみを区分する区分機は該当しません。

<省令>

第13条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一～五（略）

六 第一条第三号に掲げるもの 次に掲げるもの

イ 配達する郵便物の宛てに関する情報に係るデータベース（情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を管理する機能を有するプログラム

ロ オペレーティングシステム

ハ サーバー

ニ 区分機（イに規定するデータベースを用いて郵便物を区分する機能を有する設備をいう。）

Q 3. 郵便事業の設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

- 「配達総合情報システム」の「維持管理」には配達総合情報システムの機能を維持するため、その保守点検、機器の修理・部品の交換、プログラムの更新を行うこと等が該当します。また、「操作」には、配達総合情報システムを運用し、制御する操作を行うこと等が該当します。

<省令>

第9条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 維持管理
- 二 操作

Q 4. 郵便事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

- 郵便事業における特定重要設備は、省令第1条第3号により「配達総合情報システム」とされており、その機能は「配達する郵便物の宛て所に関する情報を一元的に管理する機能」となります。
- そのため、郵便事業における特定重要設備の機能に関する変更は、「配達する郵便物の宛て所に関する情報を一元的に管理する機能」を変更する場合（新たな機能の追加や機能の一部除去、異なる機能への転換）に加え、機能自体を変更しなくとも、その機能の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合は該当します。
- 具体的には個別の事例ごとに判断することとなるため、変更に当たっては、総務省にご相談ください。
- なお、例えば、区分機について、その機能<sup>※</sup>を変更することなく、単に移設、更改する場合やその機能を変更しない他の機能の追加、改造などは、特定重要設備の機能に関する変更該当するもの



ではありません。

※「配達する郵便物の宛て所に関する情報に係るデータベースを用いて郵便物を区分する機能」（省令第13条第6号ニ）

Q 5. 郵便分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する法令は、郵便法となります。また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。